

国民年金法 保険料額の改定

(2019.7.16)

法定の保険料	実際の保険料	
	平成 31 年度	平成 32 年度
H31 年度～ 17,000 円	$17,000 \text{ 円} \times 0.965$ =16,410 円	$17,000 \text{ 円} \times 0.974$ =16,540 円

平成 31 年 4 月から月額保険料が 16,900 円から 100 円引き上げられて 17,000 円

(背景)

第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度の施行 (H31 年 4 月 1 日) に伴うもの
(財源のキープ)